

岩手大学における外部資金の受入れに関する規則

平成16年4月1日 制定

令和2年10月1日 最終改正

(目的)

第1条 この規則は、岩手大学における奨学寄附金、受託研究経費、共同研究経費及び受託事業経費等（以下「外部資金」という。）の受入れ手続きに関して必要な事項を定め、もって外部資金の適正かつ円滑な取扱いを図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「部局」とは、事務局、各学部（学部附属の教育研究施設及び附属学校を含む。）、各研究科、各教育研究施設、各教育研究基盤施設、各教育研究支援施設及び各特定事業推進室をいう。

2 この規則において、「部局長」とは、前項に規定する部局の長（事務局にあつては学長をいう。）をいう。

(受入の検討)

第3条 学長は、外部資金の受入れを検討するに当たって、部局長の意見を求めることができる。

(受入の決定)

第4条 学長は、受入れの適否を決定するものとする。ただし、受託研究、受託事業または補助事業のうち、国、地方公共団体または独立行政法人等による公募に申請し、採択されたものは受入の適否を待たず決定できるものとする。

(決定通知)

第4条の2 学長は前条により受け入れを決定した場合は、部局長へ通知するものとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、外部資金の受入れに関して必要な事項は、部局において定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年1月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。